

第 17 消防用水

1 吸管投入孔を設ける場合

- (1) 吸管投入孔は、直径 60 センチメートルの円が内接することができる大きさ以上とし、80 立方メートル以上の水量を有するものは、2 か所以上設けること。

なお、連結送水管を設置する場合は、吸管投入孔は送水口付近に設けること。

- (2) 吸管投入孔付近には、「消防用水」の表示をするとともに、吸管投入孔の蓋には「吸管投入口」の表示を設けること。

なお、上記表示には有効水量を併記すること。

2 採水用の結合金具（以下「結合金具」という。）を設ける場合

- (1) 水源が結合金具の位置より高い位置にあるもののうち、結合金具における背圧が 0.25 メガパスカル以上のもの若しくは配管長（たて管部分を除く。以下同じ。）が 50 メートル未満のもの（以下「地上式の水源を有する消防用水」という。）又は水源が結合金具の位置より低い位置にあるもののうち、配管長が 20 メートル未満で、かつ、落差が 4.5 メートル未満となるもの（以下「結合金具より下の水源を有する消防用水」という。）は、次によること。（図 1 参照）

ア 連結送水管を設置する場合は、結合金具は連結送水管の送水口付近に設けるとともに、地上式の水源を有する消防用水の場合は、結合金具の直近の操作しやすい位置に開閉弁を設けること。

イ 有効水量 40 立方メートル以上を保有する水源は、結合金具を 2 口とすること。

ウ 結合金具は、地盤面からの高さが 0.5 メートル以上 1.0 メートル以下とするとともに、呼称 75 のねじ式の受け口とすること。ただし、地上式の水源を有する消防用水で結合金具に 0.25 メガパスカル以上の背圧がある場合は、呼称 65 の差込式の差し口とすること。

エ 結合金具が呼称 75 のねじ式の受け口の場合は、呼称 75 のねじ式の差し口蓋（覆冠）を、呼称 65 の差込式の差し口の場合は、呼称 65 の差込式の受け口蓋（覆冠）又は容易に破壊できる保護板を設けること。

オ 呼称 75 のねじ式の結合金具及び呼称 65 の差込式の結合金具直近には「消防用水」の表示を設けること。

なお、上記表示には有効水量を併記すること。

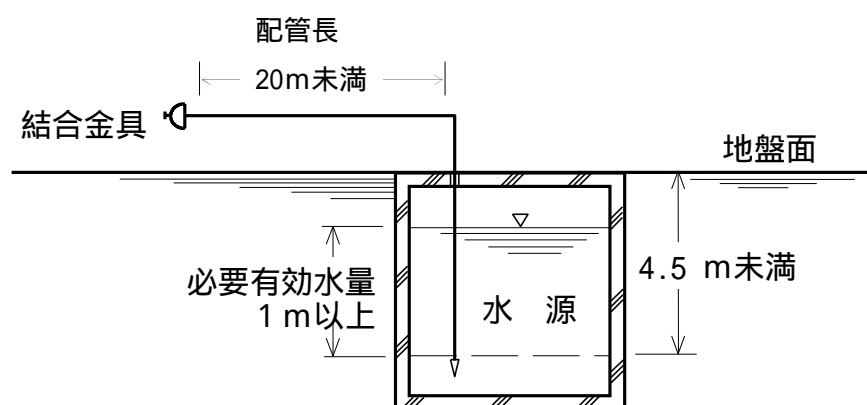
カ 水源から結合金具に接続する配管（以下「配管」という。）の口径は、結合金具が 1 口の場合は 80 A 以上、2 口の場合は 100 A 以上とし、空気だまりのできないものとする。ただし、結合金具より下の水源を有する消防用水で結合金具を 2 口設ける場合は、配管口径 80 A 以上のものを結合金具ごとに単独で設けること。

キ 結合金具より下の水源を有する消防用水に設ける配管には、ろ過装置を設けること。

図 1 a 地上式の水源地を有する消防用水



図 1 b 結合金具より下の水源地を有する消防用水



(2) 前記(1)以外の場合は、次によること。(図 2 参照)

ア 第 1 屋内消火栓設備 2 (1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(8)、3 及び 4 (13) に準じて専用の加圧送水装置 (ポンプを用いる加圧送水装置に限る。) を設けること。

イ ポンプの吐出量は、2,000 リットル毎分とし、揚程は結合金具における吐出圧力が 0.25 メガパスカル以上の能力のものとする。

ウ 加圧送水装置には規則第 12 第 1 項第 4 号に基づく非常電源を設けること。

エ 連結送水管を設置する場合は、結合金具は、連結送水管の送水口付近に設け、結合金具の直近の操作しやすい位置に開閉弁を設けること。

オ 有効水量 40 立方メートル以上を保有する水源は、結合金具を 2 口とすること。

カ 結合金具は、地盤面からの高さが 0.5 メートル以上 1.0 メートル以下とするとともに、呼称 65 の差込式の差し口とすること。

キ 結合金具には呼称 65 の差込式の受け口蓋 (覆冠) 又は容易に破壊できる保護板を設けること。

ク 結合金具付近には、「消防用水 (ポンプ加圧式)」の表示を設けること。

なお、上記表示には有効水量を併記すること。

ケ 配管の口径は、100 A 以上とすること。

コ 結合金具の付近には、加圧送水装置の起動方法を表示するとともに、起動装置は、結合金具の直近又は防災センター等に設置し、遠隔起動とすること。

なお、防災センター等に起動装置を設置する場合は、結合金具直近と防災センター等との間に直通通話装置（非常電話又はインターホン）を設けること。

サ 結合金具の直近及び防災センター等には、加圧送水装置が起動した旨の表示灯を設けること。

図 2 a 結合金具直近からの遠隔起動の場合

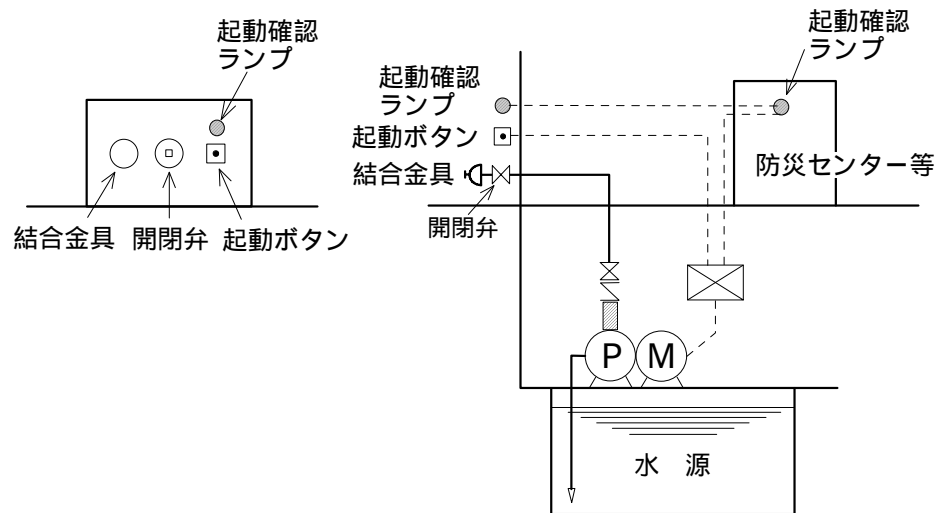
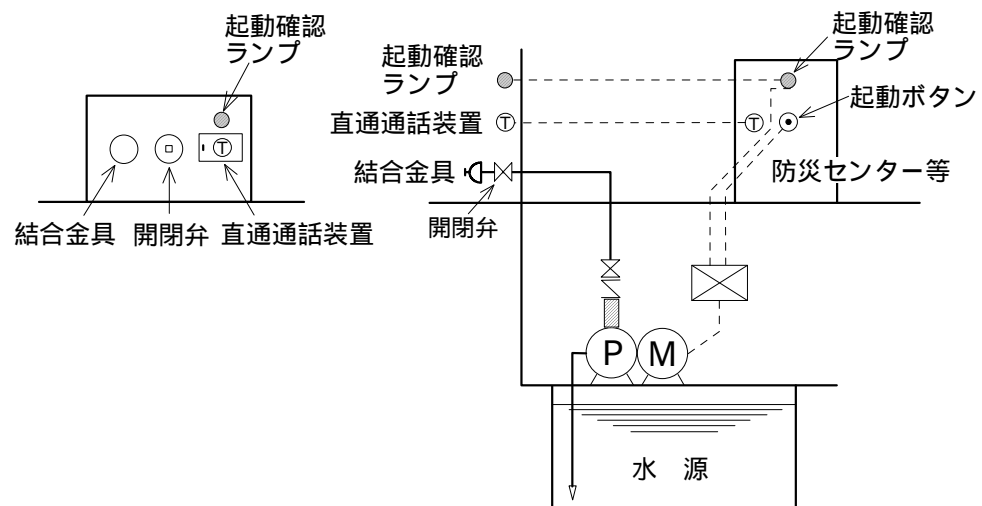


図 2 b 防災センター等からの遠隔起動の場合



- (3) 開閉弁を設ける場合は、結合金具にホース又は吸管を接続した場合に開閉弁のスピンドルの操作に支障のないものであること。
- (4) 結合金具は防火対象物の各部分から 1 の結合金具までの水平距離が 100 メートル以下となるように設けること。
- (5) 配管は第 1 屋内消火栓設備 4 (1)、(6)、(7)、(9)から(12)及び(18)に準ずるほか、加圧

送水装置を設けた場合にあつては、配管表面の見やすい箇所に消防用水用である旨を表示すること。

3 水源

- (1) 水源の設置方法及び有効水量の算定等は、第 1 屋内消火栓設備 1 に準ずること。ただし、前記 1 及び 2(1)の結合金具より下の水源を有する消防用水の場合の有効水量は、次によること。

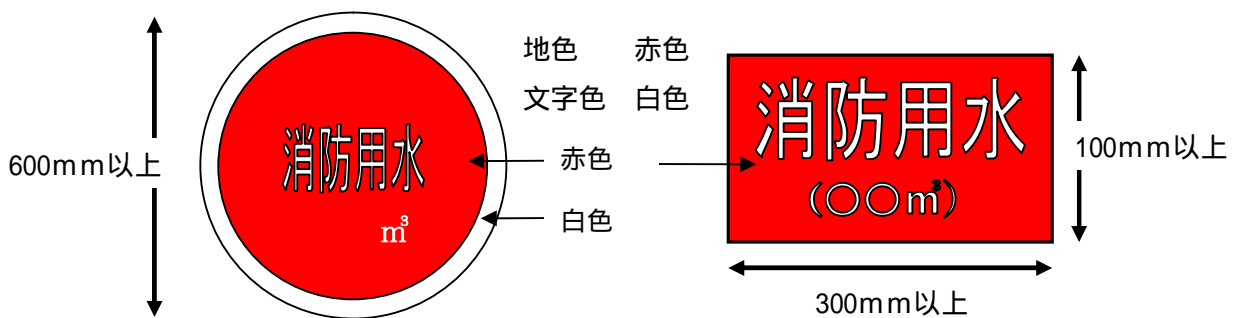
ア 吸管投入孔を設ける場合は、吸管投入孔の下部を水源の下端とするとともに、水源の下端から 0.5 メートル以内の部分は有効水量に含めない。また、地盤面から 5 メートル以上ある場合は、落差 4.5 メートル以内の部分の有効水量とする。

イ 前記 2(1)の結合金具より下の水源を有する消防用水の場合は、配管の下端の位置(ろ過装置を除く。)までを有効水量とする。ただし、配管の下端の位置が地盤面から落差 4.5 メートル以上ある場合は、地盤面から落差 4.5 メートル以内の部分の有効水量とする。

- (2) 水源(自然水利を除く。)には、自動給水装置及び減水警報装置(有効水源の 4 分の 1 以上減水した場合に防災センター等に警報するもの)を設けること。ただし、水源が減水した場合、直ちに手動で補水することができるものについては自動給水装置を設けないことができる。
- (3) 吸管投入孔を設ける場合は、消防ポンプ自動車は 2 メートル以内に接近できる場所とすること。また、結合金具を設ける場合は、消防ポンプ自動車は容易に部署できる場所とすること。
- (4) 結合金具を設ける場合は、通気口又は通気管を設けること。

4 表示

前記 1(2)、2(1)オ及び 2(2)ク並びに後記 5(4)により設ける表示の例を次に示す。



表示の高さは、表示板の下端が地盤面から 2.5 メートル以上の高さとする。

5 その他

第 20 連結送水管 6(2)イの規定により連結送水管に連送揚水ポンプを設け、かつ、全ての階に放水口を設置した場合にあつては、加圧送水装置は前記 2(2)ア及びイによらず、次により連結送水管の連送揚水ポンプと兼用することができる。

第 17 消防用水

- (1) 定格吐出量は、第 20 連結送水管 6 (1)イによること。
- (2) 配管は前記 2 (5)によらず、第 20 連結送水管 3 (2)、(5)及び(6)に準ずること。
- (3) 結合金具は、前記 2 (2)オによらず 1 口とすること。
- (4) 前記 2 (2)クの表示は、「消防用水(ポンプ加圧式・連結送水管同時使用禁止)」とすること。